

様式第三十五号 (第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係)

地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)
--

様式第三十五号 (第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係)

地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)
--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第六条の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に埋め立てられている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令による改正後の令第三条第三号又の規定する水銀処理物及び令第二条の四第五号二に規定する廃水銀等を処分するために処理したものについては、新規則第五条の五第一項第五号及び第二項第五号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。))第五号の十第二項において準用する場合を含む。)、第五号の五の二第二項第四号及び第二項第四号の二(規則第五条の十の二第二項において準用する場合を含む。)、第五号の五の二の二、第五号の十の二第一項各号列記以外の部分及び第四号、第五号の十の二の二、新規則第十二条の十一の二第二項第三号八、第十二条の三十四第三項第六号及び第四項第三号、第十二条の三十五第二項第八号、第十二条の三十六第四号、第十二条の三十八第一項第五号(規則第十二条の三十九において準用する場合を含む。))並びに第十五条の八第三項第六号及び第四項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○環境省令第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令(平成二十七年政令第三百七十六号)の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の五第一項第三号の規定に基づき、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令(昭和四十八年総理府令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
(特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準) 第三条 (略) 2・5 (略)	(特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準) 第三条 (略) 2・5 (略)

6 令第六条の五第一項第三号イ(7)の鉱さい

令で定める基準は、当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質(一)に対応する同項の第二欄に掲げる物

7 令第六条の五第一項第三号イ(7)の鉱さい

に係る環境省令で定める基準は当該鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質(一)に対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(7)の鉱さい

6 令第六条の五第一項第三号イ(6)の鉱さい

に係る環境省令で定める基準は当該鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質(一)に対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(6)の鉱さい

7 令第六条の五第一項第三号イ(6)の鉱さい

に係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質(一)に対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

(新設)

6 令第六条の五第一項第三号イ(6)の鉱さい

に係る環境省令で定める基準は当該鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質(一)に対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(6)の鉱さい

7 令第六条の五第一項第三号イ(6)の鉱さい

に係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質(一)に対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

7 令第六条の五第一項第三号イ(6)の鉱さい

に係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質(一)に対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。



物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥にあつては当該指定下水汚泥に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ナの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ナの括弧内の環境省令で定める基準は、同号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ナの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもののうち、汚泥であるものにあつては同号ナに規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものにあつては同号ナの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

一〇二五	第一欄	第二欄
(略)	(略)	(略)

備考

- この表の二五の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ナに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の二五の項の第一欄

物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥にあつては当該指定下水汚泥に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの括弧内の環境省令で定める基準は、同号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもののうち、汚泥であるものにあつては同号ツに規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものにあつては同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

一〇二五	第一欄	第二欄
(略)	(略)	(略)

備考

- この表の二五の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ツに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の二五の項の第一欄

に掲げる物質を検定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

に掲げる物質を検定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

附則

1 (施行期日)

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。  
 (産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年環境省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

改正前

(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)  
**第三条** 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がなされた令別表第三の一〇の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。)及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がなされた令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するために処理したものを(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(以下「判定基準省令」という。)

(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)  
**第三条** 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がなされた令別表第三の一〇の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。)及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がなされた令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するために処理したものを(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、次に掲げる方法により処分を行う限り、

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(以下「判定基準省令」という。)

第二条の規定による改正後の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(以下「新判定基準省令」という。)

一〇三 (略)

一〇三 (略)

<p>2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第五百十九号)第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合を除く。)については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、判定基準省令第三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第五百十九号)第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合を除く。)については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新判定基準省令第三条第十一項及び第十二項の規定は、適用しない。</p>
<p>3 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正)      3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成十五年環境省令第三十二号)の一部を次のように改正する。      次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。</p>	<p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成十五年環境省令第三十二号)の一部を次のように改正する。      次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。</p>
<p>改正後  <b>第五条 削除</b>      (経過措置)      2 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥及び当該汚泥を処分するために処理し</p>	<p>改正前  <b>第五条 削除</b>      (経過措置)      2 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥及び当該汚泥を処分するために処理し</p>

<p>たもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号)第三条第十三項の規定は、適用しない。</p>	<p>たもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号)第三条第十二項の規定は、適用しない。</p>
<p>○環境省令第十二号      廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三百七十六号)の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第八条の二第一項第一号、第八条の三第一項、第九条第五項(同法第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十五条の二第一項第一号並びに第十五条の二の三第一項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。      平成二十九年六月九日      環境大臣 山本 公一      一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府・厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。      一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府・厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。      次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。</p>	<p>たもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号)第三条第十三項の規定は、適用しない。</p>
<p>改正後      (一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)  <b>第一条</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第八条の二第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十四年政令第三百号。以下「令」という。)第三条第三号又②に掲げる水銀処理物(以下「基準不適合水銀処理物」という。)の埋立処分用に供されるものを除く。以下この条において同じ。)の技術上の基準は、次のとおりとする。      一〜六 (略)</p>	<p>改正前      (一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)  <b>第一条</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第八条の二第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。      一〜六 (略)</p>